

令和6年度 第6回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和6年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年9月6日（金） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地台帳登載申請について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について

### 出席委員（17名）

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸  |         |         |         |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 山 下 宏 二	4 星 川 久 和
5 高 橋 忠 明	6 佐 藤 保 之	8 鎌 倉 静 夫	9 竹 本 正 行
10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 石 川 繁	13 紀 井 正 明
14 受 川 清 男	15 三 好 昇	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博	20 高 橋 秀 典	22 近 藤 良 啓
23 河 村 嘉 男	24 竹 内 正 篤	25 鈴 木 敏 也	

欠席委員（1名）

19 石 川 武 将

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

7 宇 高 勉      21 越 智 寧

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三 宅 栄 一 次 長 石 川 み ち る  
係 員 藤 田 兼 弥

第6回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年9月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

7番 宇高 委員

21番 越智 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

1番 大西 委員、3番 森川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年8月10日解約。

以上、1件の解約通知がありましたので報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は水稲や里芋の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、8月19日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は柑橘や野菜の栽培を予定してい

ます。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋・水稻の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋・水稻の栽培を予定しています。

番号8の案件について、受人は前回の総会で農地所有適格法人に認定された法人です。売買による所有権移転で、経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘、葱等の栽培を予定しています。

番号9の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、8月23日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜や柑橘等の栽培を予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請されたもので、許可後は花芝の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 申請者は新規就農者であるため、8月19日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は長年、家庭菜園程度の農作業経験があり、今後は柑橘や野菜を栽培する予定です。現在、大型農機具は所有していませんが、申請地での耕作は十分可能であり、今後、必要に応じて、地元農業者に借りることも可能です。また、申請地は自宅からも近く、通作することは問題ないと思います。今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思も確認しましたので、許可することに問題ないと思います。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 申請農地が土居町の入野・天満・蕪崎と点在しており、各地区担当委員に確認をして、異議ありません。

議長 9番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、8月23日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は、高等学校で農業を専門的に学んだ頃から営農に興味を持ち、祖父母の農業を手伝っていた経験や、農業従事者である叔父との耕作経験を活かし、初めは自家消費野菜の栽培からはじめ、耕作の状況をみながら余力があれば拡大していきたいという考えを持っています。農機具については、耕う

ん機や管理機などを所有しており、季節野菜や柑橘の栽培を予定しております。申請地は自宅から離れていますが、自営業で時間の調整ができるため通作は可能とのことでした。

従事日数や周辺地域との連携、農業への意欲を感じとれましたので、許可することに問題はないと思います。

議 長 10 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は7件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は鋼構造物加工業を営む法人ですが、業績好調により加工業務が増加し、製品置場に苦慮していることから、申請地を借り受けての製品置場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請するこ

とはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、生活環境が良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、交通アクセスも良く住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は、今般、一体利用地の宅地を譲り受けるにあたり、前面道路からの進入路を含む土地として利用するため、隣接する申請地を譲り受け、宅地を拡張するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号5の案件について、受人は現在、妻と借家住まいですが、将来を見据えて、生活環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、申請地を譲り受けての特定建築条件付土地造成で、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は現在、申請地に隣接する住宅に居住していま

すが、駐車場の敷地が狭小で苦慮していたため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」につ

いて、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者が令和6年3月に作業員詰所、仮設道路、残土置場、駐車場建設として一時転用の許可を受け、事業計画に沿って工事を進めていましたが、余儀ない事由により、工事期間が変更となったため、申請地を借り受けての期間延長による事業計画変更です。なお、転用者及び事業目的は変更ありません。また、申請地は、一時的な転用であり、利用完了後は農地に復元するため、やむを得ないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤田 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、6年間の使用貸借です。

番号2の案件については、3年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の貸貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、10年間の使用貸借です。

番号7の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。  
議長 3番  
委員 異議ありません。  
議長 4番  
委員 異議ありません。  
議長 5番  
委員 異議ありません。  
議長 6番  
委員 異議ありません。  
議長 番号7番の再設定について質疑はありますか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 採決に入る前に、番号7については、鈴木敏也委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木敏也委員の退席を求めます。  
(鈴木 敏也 推進委員退席)  
議長 議案第4号中、番号7、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
委員 (挙手全員)  
議長 挙手全員であります。よって、番号7は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。  
議長 鈴木委員の入室を許可いたします。  
(鈴木 敏也 推進委員 入室・着席)  
議長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号7については、「支障なき

旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 議案第4号中、番号7番以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。  
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、8月21日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 8月21日に現地を確認しました。

現在は何も作付けされていませんが、数年前までは農地として利用されており、それ以降も定期的に草刈りを行い農地としてきちんと管理されています。一部に農作業用の簡易物置等がありますが、農機具入れに使用されています。申請地を利用したいとの要望があり、譲渡にあたって農地台帳登載を申請するもので、農地として認めることは問題ないと思います。

なお、農地台帳登載が認められれば、その後、3条申請が提出される予定です。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号3に関連し、建売住宅建設に伴い、事業予定地間にある「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替水路を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 8月28日現地を確認しました。申請地は、転用により事業予定地の一部になることから、現在の「水路」を用途廃止し、一体利用するため払い下げを受け、代替の「水路」を寄附する予定です。

地元土地改良区の同意も得られているため、用途廃止することは問題ないと

思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:06)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

---

委 員 大西嘉一郎

---

委 員 森川雅之

---